

せい かつ ほ ご

生活保護のしおり

せいかつ ほ ご そうだん しんせい かた
生活保護の相談や申請をされる方のために

せいかつ こま かた えんりょ もよ みんせいいいん やくば ふくしたんとうか
生活にお困りの方は、遠慮せずに最寄りの民生委員、役場の福祉担当課
ほけんふくしじむしょ そうだん
または保健福祉事務所にご相談ください。
そうだん う ないよう ひみつ まも あんしん
相談を受けた内容についての秘密は守られておりますので、安心して
そうだん
どんなことでもご相談ください。

せいかつ ほ ご 生活保護とは

ひと せいかつ びょうき はたら さまざま じじょう せいかつ
人は、生活しているうちに病気やけがなどにより 働けなくなったり、様々な事情で生活
こま
に困ることがあります。

せいかつ ほ ご せいかつ こま かた たい さいていげんど せいかつ ほしょう
生活保護は、このような生活に困っている方に対して、最低限度の生活を保障するとと
じぶん ちから せいかつ しえん もくてき せいど
もに、自分たちの力で生活ができるように支援することを目的とした制度です。

けんぽう ほしょう こくみん けんり ようけん み かぎ だれ びょうどう
これは、憲法で保障されている国民の権利であり、要件を満たす限り、誰でも平等に
てきよう
適用されます。

せいかつ ほ ご ないよう 生活保護の内容は

せいかつ ほ ご つぎ しゅるい
生活保護には、次の8種類があります。

せいかつふじよ いしょく まいにち せいかつ ひつよう おこな ほご
生活扶助 ⇒ 衣食など毎日の生活に必要なものについて行われる保護です。

じゅうたくふじよ やちん ちだい じゅうたく しゅうり おこな ほご
住宅扶助 ⇒ 家賃、地代または住宅の修理などについて行われる保護です。

きょういくふじよ ぎ むきょういく ともな ひつよう がくようひん きゅうしょくひ おこな ほご
教育扶助 ⇒ 義務教育に伴って必要な学用品、給食費などについて行われる保護です。

かいごふじよ かいご おこな ほご
介護扶助 ⇒ 介護サービスについて行われる保護です。

いりょうふじよ びょうき ばあい いりょうひ おこな ほご
医療扶助 ⇒ 病気やけがなどをした場合の医療費について行われる保護です。

しゅっさんふじよ しゅっさん ともな おこな ほご
出産扶助 ⇒ 出産に伴って行われる保護です。

せいぎょうふじよ こうとうがっこうなど しゅうがく ひよう しごと つ ひよう しごと ぎじゅつ
生業扶助 ⇒ 高等学校等に就学するための費用、仕事に就くための費用、仕事の技術や
ぎのう み おこな ほご
技能を身につけるために行われる保護です。

そうさいふじよ そうさい おこな ほご
葬祭扶助 ⇒ 葬祭について行われる保護です。

げんざいせいかつ ほ ご じゅきゅう かた そうさい おこな ひつよう かた いちじてき
※現在生活保護を受給していない方でも葬祭を行う必要がある方は一時的
じゅきゅう ばあい
に受給できる場合があります。

※ 次のような場合などには必要な費用の一部を支給されること(一時扶助)がありますので、

かなら まえ ほけんふくしむしょ そうだん
必ず前もって保健福祉事務所に相談してください。

◎ おむつなどを必要とするとき

てんきよ
◎ やむをえず転居するとき

いえ しゅうり ひつよう
◎ 家の修理が必要なとき

- ◎ 職を探したり、施設に通ったりするとき
- ◎ 病院にかかるために交通費が必要なとき

生活保護の決め方は

原則として、世帯（暮らしをともにしている家族）を単位として決められます。その世帯全員の収入とその世帯の生活費の基準（最低生活費）とを比べて、世帯の収入が生活費の基準（最低生活費）より少ない場合に、その少ない分について生活保護費として支給されるしくみになっています。

収入

働いて得た収入のほか、他の法律等により支給される年金、手当など、親や子、兄弟姉妹などからの仕送り、資産を貸したり売ったりして得たお金などの全部です。（もらった野菜や米、魚などもお金に換算し、収入とします。）

最低生活費

その世帯の家族の人数、年齢、健康状態、住んでいる地域などを元に定められた基準により計算された1か月分の生活費の額で、月によって変わる場合があります。

生活保護が適用される場合

（収入が最低生活費より少ないとき）

最低生活費の額

収入の額

生活保護費の額

生活保護が適用されない場合

（収入が最低生活費より多いとき）

最低生活費の額

収入の額

生活保護を受けるには

生活保護は、次のようなあらゆるものを活用してもなお、生活に困る場合に適用されます。

1 資産の活用

あなたの世帯にある資産（預貯金、生命保険、土地、家屋、自動車、貴金属など）で保有が認められないものは、生活のために活用していただきます。

ただし、現在お住まいの住宅や障害のために必要な自動車や生命保険などは、一定の条件のもとに保有を認められる場合もありますので、保健福祉事務所に相談してください。

2 能力の活用

世帯員の方のそれぞれの状態に応じて、働ける能力を活用していただきます。

3 扶養義務者の援助

親や子、兄弟姉妹の方から仕送りなどの援助（金銭援助以外にも、訪問や買い物の手伝いなど）を受けられるよう、よく相談していただきます。

ただし、親族による扶養は保護の要件ではないため、扶養義務者が扶養しないことを理由に生活保護を受けられないということはありません。

また、DVや虐待などの被害があり、親族に居場所を知られたくないといった特別な事情がある場合は、扶養照会を見合わせることもできますので、相談してください。

4 他の制度の活用

他の法律や制度で受けることができる年金、手当などは、すべて受けていただきます。（たとえば、国民年金、厚生年金、傷病手当金、労災保険、雇用保険、児童手当、児童扶養手当など）

せいかつ ほ ご しんせい けってい 生活保護の申請から決定まで

1 生活保護の申請

生活保護の申請をすることができるのは、原則として世帯主か同居している家族の方や扶養義務者（親や子、兄弟姉妹の方）です。

申請書などの必要な書類は町 村役場に提出していただきます。手続きの仕方や書類の書き方については、町 村役場にご相談ください。

病気などで申請手続きに来られないときは、町 村役場に連絡してください。

2 調査

申請されると、所管の保健福祉事務所の地区担当員（ケースワーカー）が家庭訪問や関係機関に照会などして次のようなことについて調査をします。

- 現在の生活状況、世帯員の健康状況、世帯の収入と資産の状況、扶養義務者の状況

- 今までの生活状況、その他保護の決定に必要な事項

3 決定

調査結果をもとに、生活保護に該当するかどうか、また、該当する場合はどの程度のものかを、申請日から原則として14日以内（遅くとも30日以内）に保健福祉事務所が決定し、文書で通知をします。

せいかつ ほ ご けってい ばあい 生活保護が決定された場合には

1 生活保護費の支給

原則として、毎月5日に、その月の分の生活保護費が金銭で支給されます。5日が土曜日曜、休日、祝日の場合はその直前の平日に支給されます。

支給方法は、原則として金融機関（銀行（ゆうちょ銀行可）、信用金庫、J A などの）預金口座に振り込みとなります。口座振り込みができない方については町 村役場の窓口での受け取り（印鑑持参）となります。

なお、次のような場合、支給した保護費（医療費を含む）を返してもらうことがあります。

- 病院への入院や施設への入所などにより、生活状況が変わった場合

- ・ 保護費の支給後に、収入が増えたことがわかった場合
- ・ 急迫した事情のため、資産があるにもかかわらず保護を受け、その後、資産から収入を得た場合

たとえば、① 資産があるが、すぐには処分できず、その後に処分できたとき。

② 年金をさかのぼって受けとったとき。

③ 交通事故の補償金を受けとったとき。

- ・ 事実と違った申請(虚偽の申請)をしたり、収入の申告をしないなど、不正な方法で保護を受けた場合

この場合は、法律により罰せられることがありますので注意してください。

2 家庭訪問

保健福祉事務所の地区担当員が定期的に訪問し、生活状況を伺ったり、生活保護の決定に必要な調査を行ったりして、再び自分の力で一日でも早く生活できるように援助を行います。